

住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年7月23日環政計発第2402131号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する補助金に関し、予算の範囲内において交付する住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金の交付に関し、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助金の目的、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自ら居住する県内の住宅に補助対象設備を設置する者若しくは自ら居住するために新築する県内の住宅に補助対象設備を設置する者

イ 県内の住宅の屋根に太陽光発電設備を設置し、管理を行いながら、発電した電力を供給する事業者（以下「PPA事業者」という。）

ウ リース等により県内の住宅に補助対象設備を提供する者（以下「リース事業者」という。）

(2) 県税を滞納していない者

2 前項の規定に関わらず、申請者、補助対象設備を提供する者の代表者等（役員又は使用人その他従業員並びに構成員を含む。）及び需要家が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するとき。

(2) 個人にあっては、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（石川県暴力団排除条例（平成23年条例第20号）第2条第3号）に該当するとき。

(3) 法人にあっては、役員のうちに暴力団員又は暴力団員等に該当する者がいるとき。

(4) 法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員又は暴力団員等に該当するとき。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 役員の変更

- (2) 事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）
- (3) 連絡先の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか知事が軽微な変更と認める事項

2 知事は、前項の規定に基づく承認をしたときは、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び機具、備品及びその他の重要な財産とする。
- (3) 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (4) 補助事業者は、知事の承認を受けないで、取得財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- (5) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この条において「基準」という。）の例による。

3 基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、速やかに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第5号）を知事に提出し、その旨を報告するものとする。

2 第12条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

（交付の決定の取消し）

第10条 知事は、規則第9条第2項及び第17条の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金取消通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（報告等）

第11条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金実績報

告書（様式第7号）に、別表に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金交付額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第14条 前2条の規定により額の確定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定）

第15条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、速やかに第12条の規定に準じ当該経費を減額して作成した実績報告書を知事へ提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の返還）

第16条 知事は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

（3） 国交付要綱、適正化法、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 知事は、第10条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の整備保管）

第17条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第8条第1項第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

（実施細則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和6年10月2日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第10条及び第14条から第16条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年10月2日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日より施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

重点対策加速化事業

（1）自家消費型太陽光発電設備（自己所有者用）

補助金の目的	
自己所有型による太陽光発電設備整備費費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。	
補助対象者	
自ら居住する県内の住宅に太陽光発電設備を設置する者	
補助対象事業	
自家消費型太陽光発電設備を自己所有により設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量の計測器等が設置されること。 3 県内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 太陽光発電設備で発電した電力のうち余剰電力を売却する場合においては、別に県が定める売電条件に基づき、県が指定する電力会社に売却すること。	
補助金額	
7万円／kW（家庭用として住宅に設置されるもの）（上限35万円。千円未満切り捨て）	
交付申請書	
様式	様式第1号
添付書類	1 事業計画書（様式第1号別紙1） 2 申請者の役員等氏名一覧表（様式第1号別紙2） 3 申請者本人が確認できる書類（免許証、マイナンバーカードなど） 4 補助対象設備の見積書の写し 5 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙3） 6 事業計画書における電力消費計画の算出根拠資料 7 債権者登録申出書 8 通帳またはキャッシュカードのコピー 9 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
実績報告書	
様式	様式第7号
添付書類	1 実績報告書個票 2 補助対象設備の設置にかかる工事請負契約書の写し 3 施工前後の写真 4 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 5 再生可能エネルギーの買取契約を証明する書類 6 系統連系契約を証明する書類の写し 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 自家消費型太陽光発電設備（P P A ・ リース）

補助金の目的	
P P A またはリースによる太陽光発電設備整備費費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。	
補助対象者	
P P A 事業者（需要家に対して P P A により電気を供給する事業者） リース事業者（需要家に対してリースにより補助対象設備を提供する事業者）	
補助対象事業	
自家消費型太陽光発電設備を P P A またはリースにより設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年7月23日環政計発第2402131号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量の計測器等が設置されること。 3 県内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 太陽光発電設備で発電した電力のうち余剰電力を売却する場合においては、別に県が定める売電条件に基づき、県が指定する電力会社に売却すること。	
補助金額	
7 万円／k W（家庭用として住宅等に設置されるもの）（上限35万円。千円未満切り捨て）	
交付申請書	
様式	様式第 1 号
添付書類	1 事業計画書（様式第 1 号別紙 1） 2 商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書） 3 申請者の役員等氏名一覧表（様式第 1 号別紙 2） 4 補助対象設備の見積書の写し 5 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第 1 号別紙 3） 6 P P A またはリース事業実施に係る承諾書（様式第 1 号別紙 4） 7 事業計画書における電力消費計画の算出根拠資料 8 債権者登録申出書 9 通帳またはキャッシュカードのコピー 10 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
実績報告書	
様式	様式第 7 号
添付書類	1 実績報告書個票 2 補助対象設備の P P A 事業の契約書の写し（またはリース事業の契約書） 3 施工前後の写真 4 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 5 再生可能エネルギーの買取契約を証明する書類 6 系統連系契約を証明する書類の写し 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

補助対象経費

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費を言い、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する経費 ②準備、後片付け、整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道敷設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。

	測量及び 試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。